

猟銃使用時における事故防止について

栃木県警察本部
生活環境課

令和5年度、本県の狩猟期間中における猟銃に係る違反・事故については、1件発生しました。この事案は

- ・ 令和6年1月31日（金）午前7時25分ころ、宇都宮市内において、空気銃による狩猟中、獲物を発見して狙いを定めたが、獲物に気づかれた様子だったため、自家用車に戻った際、何らかのはずみにより、助手席に座っていた共猟者の足に空気銃を発射した。

というものです。

このような事故（違反）を防止するためには

「猟銃」という人畜に危害を加えられる危険なものを、公安委員会から許可を受けて所持している自覚

を再認識し、以下の猟銃等取扱い五原則を実践し、事故防止に努めてください。

「猟銃等取扱い五原則」

- ・ 銃は、常に自己の管理下に置くこと。
- ・ 銃口は、人のいる方向には絶対に向けないこと。
- ・ 実包の装填は、発射の直前までしないこと。
- ・ 薬室は、発射するとき以外は脱包して、必ず開放すること。
- ・ 銃は、酒気を帯びているとき等は手にしないこと。



また、令和4年度には、自動車の荷台等に猟銃を乗せたまま、自動車を発進させ、猟銃を遺失した事案が2件発生しています。

これらを防止するために

- ・ 猟銃等を車外等に放置しないこと。
- ・ 猟銃等を運搬する時は、覆いを被せるか容器に入れること。
- ・ 猟銃等を使用する場合は、あらかじめ周囲を確認すること。



についても徹底し、猟銃等による事件事故の未然防止に努めてください。